

長尾構想の検討 : 推進に向けた予測と提言

著者	後藤 敏行
著者別名	ゴトウ トシユキ
雑誌名	図書館界
巻	64
号	4
ページ	256-267
発行年	2012-11
権利	日本図書館研究会
URL	http://hdl.handle.net/2241/121202

長尾構想の検討：推進に向けた予測と提言

後藤敏行

本稿は、長尾真・前国立国会図書館長の「長尾構想」を検討する。長尾構想を推進する際、予算の制約上、できる範囲で資料の一部を対象にしていくやり方と、民間企業と連携してより多くの資料を対象にするやり方の2つがあると予測する。また、パブリックドメインと推定される資料、非市販または権利者不明と判断される資料を電子化して図書館内での閲覧、利用者への有償貸出に供する場合はオプトアウトを、市販中の資料を国立国会図書館のデータベースから出版社が販売するという仕組みについてはオプトインの規定を設けるべきと提言する。

1. はじめに

Google による書籍コンテンツの独占のような事態を念頭に置いて、長尾真・前国立国会図書館長が私的構想と断りながら各所で公表してきた「長尾構想」が耳目を集めている。それは、国立国会図書館が電子化した蔵書を館内や公共図書館内で閲覧させる一方、電子出版物流通センター（仮称）を通して利用者に有償で貸し出したり、販売する。利用者は図書館まで行かなくても、いつでもどこでも電子化された書籍を読めるようになる、という仕組みの試案である。様々な反響を呼び、文部科学省の検討会議や、著作権法と国立国会図書館法の改正を経て、一部が実現したと言える。

本稿の目的を端的に言えば、長尾構想を検討することである。具体的には、長尾構想をさらに推進しようとする際、どのような形で実現するかについての予測、および実現に向けた提言を行う。そのためにまず、2.で Google による書籍コンテンツ関連サービスの動向について概観する。次に3.でその動向に対抗するかのような国立国会図書館の近年の動き、とりわけ長尾構想について整理する。続いて4.と5.で長尾構想がどのような反響を呼んだか、長尾構想の実現に向けた動きがどこまで進んでいるかを見る。その上で、6.以降で長尾構想のさらなる推進に関する予測や提言を行う。Google Books や国内の法改正、国立国会図書館や民間出版社の動向等、進展が早い論点を本稿は含んでいる。それらの情報は2012年7月までのものに基づいている。

用語の表記について1点だけ述べておく。国立国会図書館はよく国会図書館と略記されるが、本稿ではわずかな例外を除いて国立国会図書館で通す。長尾構想は書籍のデジタルコンテンツを国民に広く配信しようとするものであり、国会へというよりも国民への国立図書館としてのサービスの構想である。このことを語感に反映させるためである。

2. Google による書籍コンテンツ独占？

Google は、大学等の図書館の蔵書を電子化して検索可能にすることを目的に、複数の大

学図書館およびニューヨーク公共図書館との合意に基づき、2005年11月から Google Book Search (現在の Google Books) の提供を開始した。Google は図書館の蔵書をスキャンし、テキストデータを作成することで、同サービス上で書籍の全文検索を可能にした。検索結果表示ページにおいては、書籍の内検索した文字列を含む部分が抜粋 (スニペット) 表示される仕様になっていた。これに対し、米作家組合 (The Authors Guild) はスキャンおよびスニペット表示の各行為が著作権侵害に当たると主張し、南ニューヨーク地区連邦地方裁判所に提訴した。大手出版社 5 社もその後訴訟を提訴し、両訴訟は 2006 年 10 月に併合された。

本稿を作成している 2012 年 7 月現在でも訴訟は決着していない。2008 年 10 月、両者間で和解の合意に至ったものの、裁判所の命令により修正を余儀なくされ、2009 年 11 月、新たな和解案を訴訟当事者は提出した。だがそれも 2011 年 3 月、公正性、適切性および合理性を欠くとして、新和解案の最終承認の申し立ての棄却を裁判所は決定した¹。ただしフランスでは 2012 年 6 月、同様に係争中だった同国の出版社・著者団体との和解が成立したと Google が発表した。フランスは、絶版になったが著作権は切れていない出版物のスキャン契約を業界全体で結んだ唯一の国である、スキャンしたコンテンツが Google Play (後述) で販売可能になる予定である、と報道されている²。和解条件の詳細 (売上分配の内訳等) は明らかにされていない。

クラスアクション (集団代表訴訟) やフェアユース等、法学的に重要な論点がいくつも上の訴訟にはある。だが図書館界にとって、重大な問題としてまず気になるのは書籍コンテンツの Google による独占ではないだろうか。図書館の蔵書スキャンを Google は訴訟中も続けており、すでに 1500 万冊以上の書籍を電子化したと言われている。電子化した冊数は 2000 万冊に達した、数千万冊にまで及ぶ予定である、との見方もある³。

Google Books だけではない。Google は 2010 年 12 月、それまで Google Editions と呼んでいた電子書籍サービスを Google eBookstore と改称し、米国で正式に開始した。ウェブブラウザベースの閲覧方式を取り入れながら、電子書籍端末でも読むことを想定した仕組みを構築した。開始時のラインアップは 300 万タイトル超であった。多くはパブリックドメインとなった作品だが、Random House や Penguin など出版社 4000 社が参加し、数十万タイトルの有料コンテンツも導入した。販売マージンとして Google は 20~30% 程度を徴収する。米国に続いて、英国、カナダ、オーストラリア国内で有料コンテンツの購入が可能になった⁴。Google eBookstore (2012 年 3 月、音楽サービス Google Music 等とともに Google Play というサービスに統合された) は巨大な書店であると考えることができる。仮に Google Books と Google eBookstore (現 Google Play) が完全に統合すれば、Google による書籍のデジタル配信サービスは一躍世界最大規模となり、独占状態になる。

世界中の情報を組織化し、あまねく誰からでもアクセスできるようにするという Google の社是は素晴らしい。しかし上のように独占状態となると弊害が危惧される。すなわち、値段の吊り上げが起こるかもしれない。Google に不利な書籍へのアクセスがコントロール

されるかもしれない。各国の文化、慣習の上に作られている出版文化が米国の一企業に踏みじられてしまうかもしれない⁵。Googleは私企業なので倒産や合併買収のリスクを否定できない。よって、書籍のデジタルデータというものは文化財として長期的に保存すべきと思われるが（今後は電子版だけが出版される、いわゆる**born digital**の書籍も増えるだろう）、それが保障されないかもしれない。

3. 長尾構想

上の問題に対抗するかのような動きが、国立国会図書館を中心に、わが国で見られる。2009年6月に著作権法が改正され、図書館等における複製について定めた第31条に第2項が加わり、「国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録〔中略〕を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる」とされた。原本を保存し、その代替として利用に供するための電子化が著作権者の許諾なしに可能になったのである⁶。

また、2009年度補正予算によって国立国会図書館は約127億円の電子化予算を獲得し、1968年までの納本分の和図書（約90万冊）、主要な雑誌の第1号から2000年までのすべての号（約114万冊）、1991年度から2000年度までの博士論文（約14万冊）、古典籍資料約7万冊、等の電子化を2010年度末までに完了した。

以上の制度改革や予算措置を背景に、長尾真・前国立国会図書館長が私的構想と断りながら各所で公表してきた「長尾構想」が耳目を集めてきた。それは、国立国会図書館が電子化した蔵書を館内や公共図書館内で閲覧させる一方、電子出版物流通センター（仮称）を通して利用者に有償で貸し出したり、販売する。利用者は図書館まで行かなくても、いつでもどこでも電子化された書籍を読めるようになる、という仕組みの試案である。長尾構想と後に呼ばれることになるこのアイデアが公表されたのは日本出版学会主催の2008年4月のシンポジウムである。その後の長尾の発言をたどると内容に変化が見られる部分もあるが、より詳しい内容は次のとおりである⁷。

過去の出版物をすべて電子化して、国立国会図書館のデータベースに保存する。また、電子納本制度を法的に整備して（＝国立国会図書館法を改正して）、今後の出版物については電子的に納本してもらおう。最近では紙の出版物を出す際、元の組版データはコンピュータに入っているのだから、技術的にこれは可能である。印刷版と電子版の両方を出版する場合はどちらとも納本してもらおう。**born digital**の出版物が今後は増えると思われるが、それらも納本対象にする。すると、日本中の出版物が国立国会図書館のデータベースに入ることになる。

そこで課題になるのは、日本中の人たちに上の電子資料をどうすれば利用してもらえるか、である。国立国会図書館は国民の税金でまかなわれているので、直接来館できる人たちの利用に供するだけでなく、全国の人たちに対して提供したい。そこで1点目に、国立

国会図書館の電子資料を各地の公共図書館に貸し出し、それらの館内で無料で閲覧可能にする。弊害として、公共図書館が図書を購入しなくなって出版社が被害を受けることが考えられるので、国立国会図書館から送られるデータの量に応じて支払金額を決め、出版社、著作権者に適切な割合で還元される仕組みを作る。

2 点目に、国立国会図書館から利用者への電子資料の貸出も認める。出版社・著作権者の不利にならない形でこれを実現するためには、貸し出す際に利用料を支払う必要がある。それは高い値段とはしない。現状、自宅から地域の図書館に行くには交通費を払う必要がある。利用料はその交通費程度に設定する。利用者は、自分の自由な時間に好きな所で閲覧できるようになる。なお、一定期間が過ぎるとデータが消去される仕組みとする⁸。

3 点目に、国立国会図書館のデータベースに日本中の出版物がデジタル形式で入ることになるので、出版社はそこから販売すれば良い。国立国会図書館のデータベースはクラウドのようなものである。出版社が自社の出版物を国立国会図書館というクラウドに預けると、このクラウドを経て販売することができるようになる、というわけである。購入したい人は、国立国会図書館のデータベースを検索してダウンロードする。その際の料金は出版社に支払う。なお、購入されたデジタル出版物はコピーや転送ができない仕組みにしておく。

上記 2 点目・3 点目の貸出・販売は、非営利の第三者機関である電子出版物流通センター（仮称）を作ってそこが担うようにする。そうすれば、国立国会図書館のデータベースと電子出版物流通センターとで、Google eBookstore と同じ機能が果たせる。電子出版物を出版社が販売するためにはサーバーを持たねばならず、その管理運用には相当な費用がかかる。特に中小の出版社が電子出版物を数十年と保持して販売に備えるのは容易ではなからうから、国立国会図書館に納入した電子資料を使って販売することにすれば、出版社にとって大きなメリットが生じる。

以上の内容を図 1 に示す⁹。なお、広告主からの広告料収入も考えているようである。

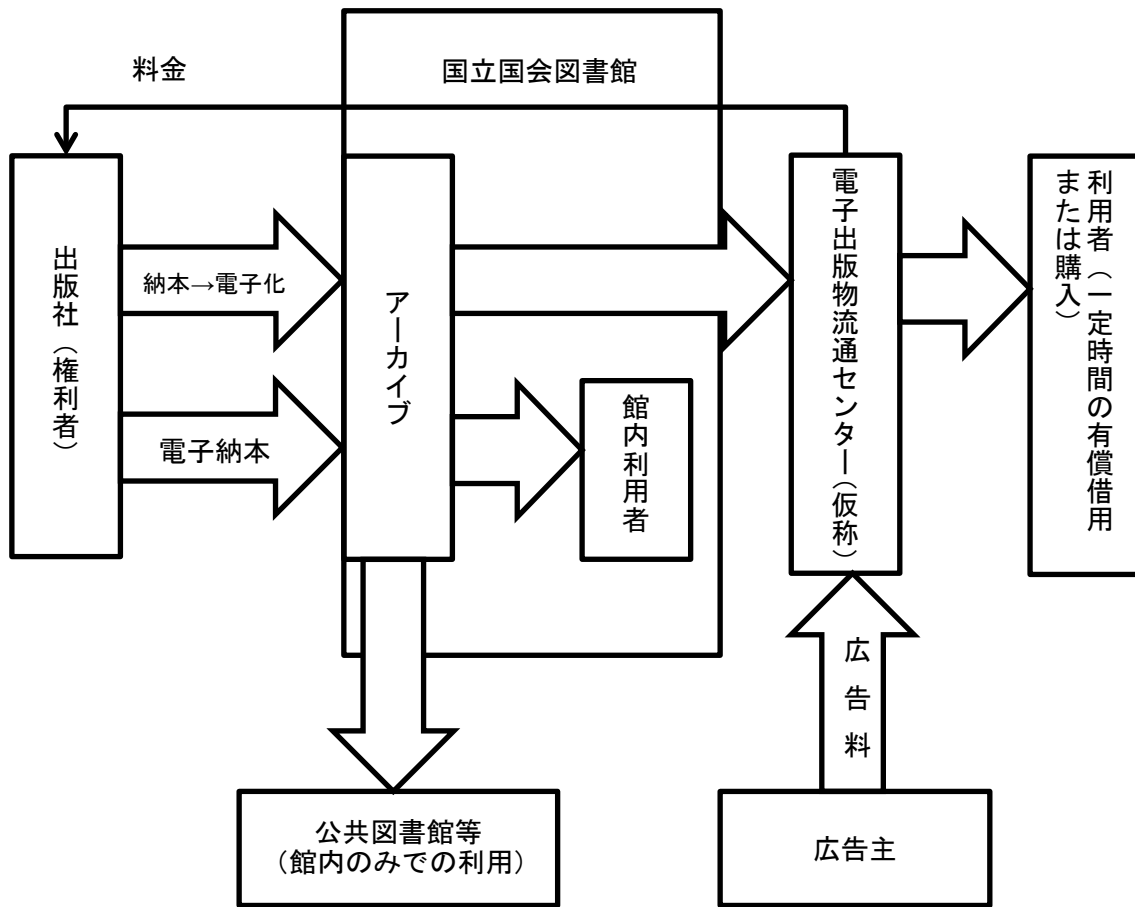


図 1 長尾構想の概念図

4. 俎上に載る長尾構想

4.1 なびかない出版業界

長尾構想は様々な反響を呼んだ。まず、長尾構想に対抗するような意見や動きについて整理する。

170 以上の出版社等が加盟する日本電子出版協会（略称：JEPA、会長：関戸雅男・研究社（株）代表取締役社長）は 2010 年 2 月、電子書籍配信構想に関する「日本電子出版協会案」を長尾宛に提案した¹⁰。国立国会図書館の所蔵資料を、出版社自らが商業的に扱いたいものとそうでないものに区別し、前者は出版社、後者は国立国会図書館がそれぞれ配信を行うこと、すなわち、長年にわたる図書館と出版社の役割分担をデジタルの時代においても踏襲することを前提としている。長尾構想の実施によって出版社の利益が損なわれないことを、とても強く意識しているようである。こうした方針に基づいて、例えば次のような提案をしている。

- ・出版社と著者らにより配信が許諾された書籍については、国立国会図書館が配信を行う。
この配信は世界のどこからでも無料で自由に閲覧可能とする（＝配信は図書館の閲覧・館外貸出の延長にある概念とし、販売の概念とはしない）。権利者への対価の支払いは必要ないものとする
- ・配信を行なうのは国会図書館自身とし、長尾構想が提案するような第三者機関は設立しない
- ・出版社自ら発行・配信を望む書籍については、出版社自身がデジタル配信を行うことが保証されるものとする

同様に、2010年3月の経済産業省の「出版市場のデジタル化に係る検討委員会」の報告書にも、ビジネスについてはビジネスの側の判断で行うべきであるという声が委員間で多い旨の記述がある¹¹。

さらに、インプレスホールディングス、勁草書房、講談社、光文社、集英社、小学館、新潮社、筑摩書房、東京大学出版会、東京電機大学出版局、版元ドットコム（代表：ポット出版、他6社）、文藝春秋、平凡社、有斐閣の出版社20社は2011年9月、出版社が主体となって作る新会社「株式会社出版デジタル機構（仮称）」の設立に合意し、その後2012年4月、上記の内11社が株主になり「株式会社出版デジタル機構」（サービス名称：パブリッジ）を設立した。資本金は設立時3億2400万円、その後産業革新機構の大型増資等が加わって39億2800万円となった。2012年6月19日時点で、賛同出版社は334社に上っている¹²。

2011年9月のプレスリリース「出版デジタル機構（仮称）設立のお知らせ—すべての出版物のデジタル化を目指して—」¹³では、同社の目的および目標として例えば以下を掲げている。

- ・国内における電子出版ビジネスの公共的インフラを整備することで、市場拡大を図る
- ・日本の電子出版物の国際競争力を強化する
- ・国内で出版されたあらゆる出版物の全文検索を可能にする

また、基本業務内容として例えば以下を挙げている。

- ・参加各社の出版物のデジタルデータの保管業務を行う
- ・国立国会図書館が電子化を行った雑誌・書籍の民間活用の担い手となる
- ・各社の希望に応じて出版物の電子化を行う
- ・各社の著作権者への収益分配を支援する

プレスリリースの上の内容からは、JEPAの「日本電子出版協会案」や経済産業省の上

の報告書と同様、出版物の電子化・配信サービスは国立国会図書館でなく、出版社主導で行うべきとの姿勢が見て取れる。

4.2 長尾構想への賛同意見

一方、国立国会図書館所蔵資料のデジタル利用の仕組み等の提言を行うことを目的として日本文藝家協会や日本書籍出版協会等の有志により設立された「日本書籍検索制度提言協議会」の座長を務める松田政行弁護士（同氏は経済産業省の上記「出版市場のデジタル化に係る検討委員会」の座長でもある）は、私見の域を出るものではないと断った上で、2011年7月に発表した論稿で例えば次のように述べており、JEPA案等と比較すると長尾構想寄りのものを提示している¹⁴。

- ・国立国会図書館は、アーカイブのデータを公共図書館内の利用者に自動公衆送信によって提供することができるとする権利制限規定を新設し、公共図書館の公共サービスの電子化を行う。アーカイブの利用に当たっては、公共図書館が著作者・出版社の利益を害することがないように、適正な対価を支払う
- ・商用サービスとしての電子書籍流通が行われていない書籍について、著作者、出版社の団体を主たる構成員とする非営利法人の権利管理事業者を介して、国立国会図書館は有料公共サービスとしての電子書籍流通を行う
- ・国立国会図書館は、絶版本について有償公共サービスとしての電子書籍流通を行うことができるとする権利制限規定と、権利者がこれらからの相当な対価を取得するか、この利用からオプトアウトすることができるという規定を新設する。この公共サービスとしての電子書籍流通は、民間の商用サービスの電子書籍流通を補完して、国立国会図書館内のすべての書籍にすべての国民がアクセスできる環境をととのえることを目的とする
- ・前述の権利管理事業者は、上の絶版本の有償電子書籍流通から取得する利用の対価を、不明権利者のために決定、取得し、管理する権限を有するものとする

5. 一部実現する長尾構想

5.1 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議

次に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」について見ていきたい。わが国における電子書籍の利活用の推進に向けた検討を行うため、総務省、文部科学省、経済産業省の三省合同による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会（通称「三省デジ懇」あるいは「三省懇」）」が2010年3月に設置され、同年6月に報告が取りまとめられた。そこでは、国立国会図書館が積極的な役割を果たすべきであるという見解に対して、出版業界にダメージを与えるという懸念が示され、デジタル・ネットワーク社会における図書館のあり方が今後の検討課題とされた¹⁵。

その後、文部科学省として取り組むべき具体的な施策の実現に向けた検討を進めることを目的として、同年 11 月に設置されたのが「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（座長：渋谷達紀・東京都立大学名誉教授）である。同会議では、著作者、出版関係者、図書館関係者、配信事業者、有識者等が集まり、デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項等について検討を重ね、JEPAや日本図書館協会、日本弁護士連合会等からの意見も受け取った上で、2011年12月に検討結果を取りまとめ報告（案）を発表し、2012年1月に報告書を公表した。国立国会図書館が担うべき役割については以下のように述べている¹⁶。

①国立国会図書館からの送信サービスについて

- ・国立国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することについては、国民生活に与える利便性は非常に大きいものの、このようなサービスは原則として権利者の許諾が必要となるものであるとともに、関係者間の協議を経て一定の仕組みを整備することが必要であり、その実現には相当な期間が必要である
- ・したがって、まず早期の実施を目指し、第一段階として公立図書館等までの送信等を行うことにより、国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスの地域間格差の解消を図った上で、中長期的な課題としてさらなる利便性の向上を見据えた検討をすることが適当である
- ・対象出版物の範囲は、電子書籍市場の形成、発展の阻害や著作者・出版者の利益を不当に害することのないことが前提であり、基本的には相当期間重版していないものであるとともに、電子書籍として配信されていない等、一般的に図書館において購入が困難である「市場における入手が困難な出版物」等とすることが適当である

②国立国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて

- ・国立国会図書館の検索サービスの利便性のさらなる向上を図るため、本文検索サービスの提供が必要である
- ・本文検索サービスの提供は、利用者が意図する検索結果への到達が容易となり、書籍等の検索における利便性がより高まることから、国民の出版物に対する新しいニーズの発掘に資する面もある
- ・現在、国立国会図書館で進められている所蔵資料のデジタル化には、関係者間の合意に基づき、画像ファイル形式で実施されている。だが、本文検索サービスを実施するためには、所蔵資料をテキスト化することが必要となる
- ・その場合、画像ファイル形式のものをOCR等によりテキスト化する行為、さらには、テキスト化されたデータを検索のために利用する行為が、著作権法において許諾が必要となる行為か否かについて十分な整理が必要である

③デジタル化資料の民間事業者等への提供について

- ・国民の「知のアクセス」の向上のためには、著作者、出版者の許諾を前提とした上で、電子書籍サービスを実施する民間事業者等へのデジタル化資料の提供を行うことは重要である
- ・デジタル化資料を活用した新たなビジネスモデルの開発が必要であるとともに、関係者間における協議の場等を文化庁が設置することや、事業化に意欲のある関係者による有償配信サービスの限定的、実験的な事業の実施なども検討することが必要である

上記報告は、長尾構想と比べると次の点が特徴であると思われる。

- ・実現に向けて最も前進したのは長尾構想の内の「国立国会図書館の電子資料を各地の公共図書館に貸し出し、それらの館内で無料で閲覧可能にする」点である。しかし電子資料すべてではなく、市場における入手が困難な出版物が対象である
- ・長尾構想では前面に出ていなかった、本文検索に関する議論が前進した

5.2 2012年の著作権法および国立国会図書館法改正

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議の報告（案）に基づき法改正の手続きが取られることになるだろう旨、検討会議の構成員の一人である常世田良・日本図書館協会理事が述べていた¹⁷。そのとおり、2012年6月の著作権法改正において、長尾構想にかかわる規定が整備された。

同法一部改正（施行は2013年1月1日）では、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（以下「法制小委」）での検討を経て、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定が整備された。同館が電子化した資料の内、絶版等資料に限り、図書館等に対して、そのデジタルデータを送信することや、受信先で一定範囲のプリントアウトを利用者に提供することが認められた（改正後の著作権法第31条第3項）。絶版等資料とは「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」（著作権法第31条第1項第3号）を指す。

だが、「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難」との判定はかなり繁雑になりうると思われる。すなわち、資料によっては、個別に出版社に問い合わせたり、Books.or.jp（国内で発行され、検索時点で入手可能な書籍を収録する書籍検索サイト）や各オンライン書店を調べなくてはならない場合も出てくる¹⁸。この点について法制小委は、「各デジタル化資料を市場で入手することが可能であるか否かの確認を個別に行うことは困難であるとともに、[中略]当該確認の迅速化を図る必要がある」ため、「各デジタル資料の入手困難性について個別に確認すること以外の手法や基準を定めることが必要」であるとし、その手法等については、「関係者間における協議において定められることが適当」としている¹⁹。

市場での入手可能性の確認という問題を残すものの、図書館等への絶版等資料の配信が2013年1月から可能になる点で、長尾構想は一部実現することになる。

著作権法だけでなく、同じ2012年6月に、国立国会図書館法一部改正も行われた。ここでは、オンライン資料（インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当するもの）を収集することが、わが国の出版文化の保存にとって重要な意義をもつものであり、早急に取り組むべき課題であるとする納本制度審議会の答申²⁰を踏まえ、私人が出版するオンライン資料について、国立国会図書館への送信等を納本制度に準じて義務付けた。また、国立国会図書館への送信等に必要な費用を補償することとした（改正後の国立国会図書館法第11章の3）。施行は2013年7月からであるが、有償またはDRM（Digital Rights Management System. 技術的制限手段）が付されたもの（市販の電子書籍等）については、費用補償が未決であるため、当分の間、上記の義務を免除することとした。

市販の電子書籍等が当面除外されており、かつ、著作権法の上述の改正では絶版等資料に焦点を当てているため、国立国会図書館法の上の一部改正が、長尾構想が意図する電子資料の提供にすぐつながるわけではない。だが、born digital の出版物の電子納本を定めた法改正という点で、長尾構想の一部を実現していると言える。

6. 長尾構想をさらに推進するために

3.で見たように、長尾構想の要点は次のようなものである。

- ・国立国会図書館の電子資料を各地の公共図書館に貸し出し、それらの館内で無料で閲覧可能にする
- ・国立国会図書館から利用者への電子資料の有償貸出を認め、図書館まで行かずとも利用可能にする
- ・日本中の出版物がデジタル形式で入る国立国会図書館のデータベースを利用して、出版社が自社の出版物の販売を行う
- ・前2者については弊害を防ぐため、出版社、著作権者に適切な補償金が支払われる仕組みを作る
- ・上記の有償貸出・販売を担う、非営利の第三者機関である電子出版物流通センター（仮称）を作る

著作権法の一部改正（5.2）によって、1点目の一部が可能になった。以下本章では、国民にとって長尾構想は基本的に有益なものであるという前提に立ち、それをさらに推進するために何が必要になるかについて検討する。

6.1 出版社、著作権者との協議・合意

上記の「出版社、著作権者に適切な補償金が支払われる仕組み」を作るために、協議と合意が必要になることは明らかである。それができない場合、絶版等資料（5.2）以外の資料の提供ができず、長尾構想は現状（すなわち電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議の報告（案）と2012年の法改正）のままに当分とどまるだろう。ただし、著作権の保護期間が切れた資料については、電子化したものをインターネット上で公開することによって、「国立国会図書館から利用者への電子資料の有償貸出を認め、図書館まで行かずとも利用可能にする」ことと実質的に同様のサービスを実現できるだろう。また、国立国会図書館のデータベースを利用して出版社が自社の出版物の販売を行うという点については下記6.3の該当箇所を参照頂きたい。

以下では、協議・合意ができたと仮定して、一種の思考実験として、さらに何が必要になるかを検討する。

6.2 予算内での推進あるいは民間企業との連携

はじめにコストの問題を2点提起したい。1点目に、電子化自体にかかる費用の問題がある。3.で述べたとおり、2009年度補正予算によって国立国会図書館は約127億円の電子化予算を獲得し、約225万点の電子化を2年間で完了した。ところが国立国会図書館の全資料数は2010年度統計で3900万点に上る²¹。また、2007年度～2010年度の資料受入点数は90万点～110万点前後である²²。国立国会図書館の蔵書を受入増加分も含めてすべて電子化することは、2009年度補正予算と同額を毎年度獲得したと仮定しても、実現不可能と思われる。

単純な計算に基づく理由を述べる。まず、全資料3900万点から電子化済みのものを除いても、まだ3000万点以上ある。さらに、約225万点の電子化を2年間で完了したことで、年間の資料受入点数が90万点～110万点前後であることを考えると、電子化のペースと資料増加のペースが概ね同じで、電子化が永遠に終わらないことになる（デジタル形式での納本が進んだり、技術革新で電子化のスピードが上がったりすれば話は違うが、それらが進展すると現時点で断言することはできない）。付言すれば、127億円の予算を毎年度獲得するのは不可能であろう。2009年度の翌年、2010年度に獲得した補正予算は約10億円だった。また、それら以前の毎年度の予算は1億円～2億円といったところであった²³。

2点目の問題として、資料の電子化の際だけお金がかかるわけではない。電子資料を保持し続けていくことには、定期的なマイグレーションやメタデータ付与等が必要になる。そのための費用も捻出しなければならない。

長尾構想を全面的に推進し、国立国会図書館の全資料を対象にすることはコスト面で難しいと言わざるを得ない。ここで2つの方向性が考えられる。ひとつは、全資料ではなく、予算の範囲で国立国会図書館の資料の一部を対象にしていくやり方である。出版社と棲み分けするために絶版本を中心にするこも、あるいはベストセラー等、市販中の書籍を中心にするこもできると思われる。いずれも利用者からのニーズはあるだろう（市販中の

書籍のデジタルデータを図書館内で閲覧可能にしたり、有償で貸し出すことに対しては出版社の反発が強いと思われるかもしれないが、6.1 で述べたとおり、ここでは、出版社、著作権者への補償金について合意ができたと仮定した上で議論している)。

もうひとつは民間企業との連携である。Googleの動きを強く意識して打ち出された長尾構想であったが、国立国会図書館が単独で予算を確保できないとなれば、Google（等の民間企業）との連携がありうる。評論家・作家の歌田明弘は、2010年12月の記事で、長尾前館長とのやり取りを次のとおり紹介している²⁴。

グーグルと話し合うつもりはないかと長尾館長に尋ねてみたところ、驚くほど前向きな答えが返ってきた。「電子化データをグーグルも国会図書館もともに使えるのであれば、自国の文化が取られてなくなってしまうわけではありません。グーグルが独占するようなことになるのは困りますが、きちんと交渉してしかるべき契約をすれば、それほど神経質になる必要はないと思います。自国のものは世界のものでもあるという時代なので、デジタルデータのコピーをグーグルが持つことに抵抗する必要はないと思います」とのことだった。

さしあたりグーグルからの働きかけはないそうだが、国がまったくお金を出さないのであれば考えざるをえない。[中略]

「フランスもグーグルを敵にするのではなくて、仲間に引き入れて共存共栄を図っていこうとしているのではないのでしょうか。私たちも、お金がある企業と協力できるところはしていく必要がありますね」とのことだ。

こう述べた後で、専門書等の電子化を積極的に、大規模にやる意志があるのはGoogleと国立国会図書館だけであること、その2者がともにデータを持ち切磋琢磨していくのは利用者にとってもメリットになるだろうことを述べ、国立国会図書館とGoogleの連携という話が現実になることもありえなくはない、と上の記事では結論付けている。

Google等の民間企業との連携によって、国立国会図書館単独の予算にとらわれることなく、市販中の書籍を大量に導入できると思われる（繰り返すが、出版社の反発が強いと思われるかもしれないが、補償金について合意ができたと仮定した上での議論である)。

6.3 法改正：オプトアウトとオプトイン

思考実験をさらに続ける。国立国会図書館単独で長尾構想を推進するにせよ、民間企業と連携するにせよ、電子化資料を図書館内で閲覧可能にしたり、有償で貸し出すことができるよう法改正が必要になる。また、国立国会図書館のデータベースを利用して出版社が電子書籍を販売するための法改正も必要である。その際、いわゆるオプトアウト、オプトインの仕組みを取り入れるべきと思われる。事情を以下に述べる。

3.で述べたとおり、著作権者の許諾を得ず国立国会図書館所蔵資料の電子化を国立国会図書館が行うことが2009年の著作権法改正により認められた。ただし、図書館等への絶版等資料の送信(5.2)を除き、あくまで館内利用が目的であり、インターネットで外部に

提供するためには従来の著作権処理が必要である。そして、それには非常に手間とお金がかかる。かつて国立国会図書館が明治期、大正期刊行図書を電子化・インターネット配信する「近代デジタルライブラリー」事業を立ち上げた際、最も困難な課題が著作権処理であったと言われる。明治期、大正期の資料だからといって、すべての資料の著作権保護期間が切れているとは限らず、権利者がいる場合には許諾が必要である。まず著作者を探し（没年調査と連絡先調査を行う）、見つかった場合には許諾依頼を行った。見つからない場合には文化庁長官に申請して裁定を受け、補償金を供託した後に利用が認められた。明治期刊行本約 10 万 6000 タイトルの権利処理に約 2 億 6000 万円を費やした²⁵。

長尾構想の壮大な計画を推進する際、上の方法に準じて権利処理するのはコストがかかりすぎる。事前の権利処理ができるだけ少なく、電子化資料を図書館内で閲覧可能にしたり、有償で貸し出すことができることが望ましい。ここで、弁護士で国立国会図書館・納本制度審議会委員等も務める福井健策の議論を参考にしたい。

福井は、長尾構想等を参考にしつつ、以下のような文化アーカイブプロジェクトの試案を述べている²⁶。すなわち、書籍に限らず、音楽や映像等のジャンルを横断する全メディアデジタルアーカイブとする。アーカイブと同時に、収集作品の権利登録データベースも設置する。デジタル作品の収集後、著作権の保護期間が切れたパブリックドメインのものは直ちに公開される。収集された作品が市販中のものの場合、権利者登録データベースに権利者が登録の上「公開」と指定しなければ公開されない。つまり、パブリックドメインのものとは違い市販中のものについては、原則は配信されず、権利者の許諾があった場合だけ配信される「オプトイン」とする。

一方、非市販・権利者不明作品と判別された場合、収集後に権利登録データベースをはじめ、国内のわかる範囲の権利者に「公開準備中」と通知される。以後、6 ヶ月以内に権利登録データベースに登録した権利者が「非公開」を指示しなければ、公開される。すなわち、権利者が反対の意思を表明しないかぎりには配信される「オプトアウト」とする。いったん公開された後も権利者が指定すればオプトアウトは可能とする。

アーカイブからの作品視聴方法は、パブリックドメインのものは無償でダウンロード可能とし、保護期間中のものは視聴のみでダウンロード不可、あるいは事実上「貸出」と同じになるよう、ダウンロードから数日後に視聴不能にする。そして、パブリックドメインのものを除いて視聴やダウンロードは有料とし、オンライン決済を可能にする。

福井のこの試案は、図書館資料に限らないメディア横断型アーカイブの試案である。だが長尾構想を検討する上でも示唆に富む。以下、3 つに場合分けをして議論したい。

1 つ目に、パブリックドメインと推定される資料、パブリックドメインにはなっていないが非市販と判断される資料、およびパブリックドメインにはなっていないが権利者不明と判断される資料の 3 種類について、福井の案と同様のオプトアウト規定を法改正に盛り込み、事前の権利処理なしに資料の利用を可能にする。従来「許諾→公開」の順番だったものを「公開→拒否」という順序に変更するわけである。このメリットは次の 3 点である。

- ・ある著作物がパブリックドメインなのか否かを調べるためのコスト（すなわち著作者の没年調査と連絡先調査のためのコスト）、パブリックドメインではなかった場合の許諾依頼のコスト、文化庁長官に裁定を受けるためのコストといった、権利処理のコストを削減できる
- ・従来の手順を変えろとはいへ、著作物のデジタル配信を拒否する権利は保障されるので、デジタル配信を望まない権利者が不利益を被ることが、極力なくなる
- ・福井の案と同様に「公開準備中」の状態を設けることも可能にするので、ある資料のデジタル配信を実現したものの、その直後に権利者の申し立てによって利用できなくなってしまう、という事態を極力避けることができる

上記3種類の著作物の「推定」や「判断」については、例えば出版年や市場での入手可能性等、基準を設ける。ただし、この基準は完璧には機能しないだろう。上記のオプトアウトの大きな目的は事前の権利処理のコスト削減にある。その代償として、パブリックドメインと推定したものや権利者不明と判断したものが実はそうでないと後からわかる、といった事例が出てくると思われる。それらには、デジタルコンテンツの「公開準備中」の期間または公開後に権利者が申し立てて公開を中止する、あるいは補償金を権利者に支払うことによって対処することになる。

なお、上記3種類の資料については性質上、電子化したコンテンツの図書館内での閲覧、および有償貸出に供される。国立国会図書館のデータベースを利用した出版社による販売には用いられない。

2つ目に、市販中の資料を国立国会図書館のデータベースから出版社が販売するという仕組みについては、オプトインの規定を法改正に盛り込む。国立国会図書館単独で長尾構想を推進するにせよ、民間企業と連携してするにせよ、市販中の書籍を対象にすることができる」と本稿は議論している(6.2)。参加したくない出版社も出るだろう(4.1)から、オプトイン(参加したい出版社のみ参加)とする。

3つ目に、市販中の資料を電子化し、図書館内で閲覧に供すること、および有償で貸し出すことについては、出版社、著作権者との協議・合意(6.1)の内容次第で、オプトイン・オプトアウト両方の可能性があると思われるが、協議・合意の具体的内容を予測することは難しい。よって本稿では、両方ありうると指摘するにとどめる。

7. おわりに

長尾構想の推進に関してここまで述べた予測や提言を整理すれば次のとおりである。

- ・(予測) 国立国会図書館の全資料を電子化するのは予算的に難しいため、できる範囲で国立国会図書館の資料の一部を対象にしていくやり方と、民間企業と連携して多くの資料

を対象にするやり方の2つがありうる

- ・(提言) パブリックドメインと推定される資料, パブリックドメインにはなっていないが非市販と判断される資料, およびパブリックドメインにはなっていないが権利者不明と判断される資料の3種類を電子化して図書館内での閲覧, 利用者への有償貸出に供する場合, オプトアウトの規定を設けるべきである
- ・(提言) 市販中の資料を国立国会図書館のデータベースから出版社が販売するという仕組みについては, オプトインの規定を設けるべきである
- ・(予測) 市販中の資料を電子化し, 図書館内で閲覧に供すること, および有償で貸し出すことについては, オプトイン・オプトアウト両方の可能性がある

なお, 長尾構想が推進されれば, 国立国会図書館の資料へのアクセス性が現状よりも飛躍的に増大する。それを嬉しく思わない人も世の中にはいるはずであり(例えば, 国立国会図書館にはポルノグラフィも所蔵されているが, それが現状よりも手軽に閲覧可能になることを嫌う人もいるだろう), 長尾構想には負の側面がないわけではないと思われる。だが本稿の趣旨からは逸れるので, 本文では立ち入らない²⁷。

長尾構想のような仕組みを考えるに当たって肝心なことは, それを無批判的に肯定したり, あるいは真っ向から否定したりするのではなく, 議論を深めることである, という類の意見は多い²⁸。本稿の意図もそこにある。ここまで, 出版社, 著作権者に適切な補償金が支払われる仕組みについて協議・合意ができたと仮定した上で思考実験的に議論してきた。本稿の分析が, 長尾構想, あるいは電子出版時代の国立国会図書館および図書館界の役割についての議論の蓄積に, 幾ばくかでも貢献できれば幸いである。

¹ 松田政行ら「Google Books 和解案の不承認決定に関する解説」『NBL』953, 2011. 5, p. 32-39.

² Eric Pfanner, “French Publisher Group Strikes Deal With Google Over E-Books,” The New York Times. 2012-06-11.

<<http://www.nytimes.com/2012/06/12/technology/french-publisher-group-strikes-deal-with-google-over-e-books.html? r=2>>. [引用日: 2012-07-01]

Philippe Colombet, “Writing a new chapter for French books,” European Policy Blog. 2012-06-11.

<<http://googlepolicyeuropa.blogspot.jp/2012/06/writing-new-chapter-for-french-books.html>>. [引用日: 2012-07-01]

³ 明石昇二郎「グーグルブック検索事件で見えたこと」『都市問題』101, 2010. 12, p. 28-38. 樋口清一「グーグル修正和解案の行方—米国司法省意見書を中心に—」『コピーライト』50

(591), 2010. 7, p. 34-38.

⁴ 「Google、電子ブックストアサービス「Google eBookstore」を正式発表」『電子書籍情報が満載! eBook USER』.

<<http://ebook.itmedia.co.jp/ebook/articles/1012/07/news076.html>>. [引用日: 2012-07-01]

「電子書籍提供サービス“Google eBookstore”がオーストラリアにも上陸」『カレントア

-
- ウェアネス・ポータル』.<<http://current.ndl.go.jp/node/19475>>. [引用日：2012-02-27]
- 「カナダでも電子書籍提供サービス“Google eBookstore”がスタート」『カレントアウェアネス・ポータル』.<<http://current.ndl.go.jp/node/19434>>. [引用日：2012-07-01]
- 「電子書籍提供サービス“Google eBookstore”が米国に続き英国でもスタート」『カレントアウェアネス・ポータル』.<<http://current.ndl.go.jp/node/19259>>. [引用日：2012-07-01]
- 「Google, 電子書籍提供サービス“Google eBookstore”を米国で開始」『カレントアウェアネス・ポータル』.<<http://current.ndl.go.jp/node/17232>>. [引用日：2012-07-01]
- 5 長尾真「メディア文化財の公共的保全と活用」『学術の動向』15 (7), 2010. 7, p. 72-75. <http://www.istage.jst.go.jp/article/tits/15/7/7_72/_pdf>. [引用日：2012-07-01]
- 長尾真「書物と図書館の未来」『書物と映像の未来』長尾真ら編, 岩波書店, 2010, p. 8.
- 6 なお, 村上らは, 「その際, 衆参両院でそれぞれデジタル化した資料の有効な活用を図ることが附帯決議されており, 法改正の趣旨として, 単に保存のためにデジタル化するだけでなく, その活用が重要と考えられていたことが分かる」と指摘している。
- 村上泰子ら「国立国会図書館電子図書館構想の変遷と課題—合意形成過程としてみた「長尾構想」を中心に—」『図書館界』62 (2), 2010. 7, p. 128-137.
- 7 長尾構想について論述するに当たり, 以下の文献を参考にした。
- ①「国立国会図書館の蔵書電子化と未来の図書館の姿 長尾 真 国立国会図書館長」『HH News & Reports』.<http://www.hummingheads.co.jp/reports/interview/n0101206/interview51_01.html>. [引用日：2012-07-01]
- ②星野渉「デジタルアーカイブ化を進める国立国会図書館 展望と課題 長尾真館長にインタビュー」『文化通信』3829, 2009. 7, p. 8.
- ③長尾真「デジタル時代の図書館と出版社・読者」『追手門学院大学附属図書館』.<<http://www.oullib.otemon.ac.jp/event/image/20090124kouen2-1.pdf>>. [引用日：2012-07-01]
- ④長尾真「電子出版と国立国会図書館」『学会報』886, 2011. 1, p. 57-60.
- ⑤長尾真『電子図書館新装版』岩波書店, 2010, 127p.
- ⑥長尾真「国立国会図書館の現状と将来」『図書館界』63 (2), 2011. 7, p. 88-95.
- ⑦長尾真「図書資料の電子化と関連する諸問題」『L&T』48, 2010. 7, p. 27-33.
- ⑧長尾真ら「“デジタルアーカイブ時代の図書館の在り方”を長尾国立国会図書館長に聞く「電子出版物流通センター構想」試論」『NEW MEDIA』27 (9), 2009. 9, p. 87-89.
- ⑨中井万知子「国立国会図書館のデジタルアーカイブの展開」『図書館界』62 (6), 2011. 3, p. 419-423.
- ⑩歌田明弘「「長尾構想」と本の電子化の命運」『電子書籍は「楽園」か「荒野」か?』アスキー・メディアワークス, 2011.
- ⑪湯浅俊彦ら「電子書籍の諸相, 図書館の立ち位置」『図書館界』63 (2), 2011. 7, p. 124-133.
- ⑫「全書籍を電子化し流通可能に 国会図書館長“長尾構想”の壮絶」『週刊ダイヤモンド』98 (42), 2010. 10, p. 60.
- 8 なお, 借用した電子資料のコピーやプリントアウトについては, 出版社や著作権者の不利益にならないようにすること, 現行の著作権法の許す範囲で可能にすること, という方針で長尾は考えているようである。
- 9 長尾構想を表した図は複数の文献で参照できる。図1はそれらをやや簡略化したものである。詳細な図については, 例えば以下を参照のこと。
- 長尾真, 前掲7) ⑤, p. x-xi.
- 長尾真ら, 前掲7) ⑧.
- 10 「プレスリリース」『Biz Pal』2010-02-05. <<http://bizpal.jp/jepa.pr/00009>>. [引用日：2012-07-01]

-
- 11 三菱総合研究所『平成 21 年度コンテンツ取引環境整備事業（デジタルコンテンツ取引に関するビジネスモデル構築事業）報告書』2010, p. 34.
<http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2010fy01/E001134.pdf>. [引用日:2012-07-01]
- 12 (株)出版デジタル機構ウェブサイト.<<http://www.pubridge.jp/>>. [引用日:2012-07-01]
- 13 「出版デジタル機構（仮称）」設立準備委員会「出版デジタル機構（仮称）設立のお知らせ—すべての出版物のデジタル化を目指して—」.
<<http://www.shuppan-d.info/wp/2011/09/001.html>>. [引用日:2012-07-01]
- 14 松田政行「著作権法をめぐる最近の視点・論点—インターネットは著作権法のパラダイムを転換したか」『法とコンピュータ』29, 2011. 7, p. 121-142.
- 15 デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告』2010, 76p.
<<http://www.meti.go.jp/press/20100628008/20100628008-2.pdf>>. [引用日:2012-07-01]
- 16 文化庁『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告（案）概要』
<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/14/pdf/shiryo_1.pdf>. [引用日:2012-07-01]
- 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告（案）』2011, 45p.
<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/14/pdf/shiryo_2.pdf>. [引用日:2012-07-01]
- 文化庁「「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」報告の公表」
<<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/kouhyou.html>>. [引用日:2012-07-01]
- 17 常世田良「国立国会図書館デジタルアーカイブの図書館への配信—「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」—」『図書館雑誌』106 (2), 2012. 2, p. 80-82.
- 18 類似の懸念を日本図書館協会も抱いていた。
日本図書館協会「「図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめへの意見」『日本図書館協会の見解・意見・要望』2011-10-14.
<<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=1267>>. [引用日:2012-07-01]
- 19 文化審議会著作権分科会「平成 23 年度法制問題小委員会における審議の経過等について」.<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/35/pdf/shiryo_3_1.pdf>. [引用日:2012-07-01]
- 南亮一「E1303・2012 年著作権法改正：図書館・公文書館の関係規定について」『カレントアウェアネス-E』217, 2012. 6. <<http://current.ndl.go.jp/e1303>>. [引用日:2012-07-01]
- 文部科学省「著作権法の一部を改正する法律案」.
<http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1318798.htm>. [引用日:2012-07-01]
- 20 納本制度審議会『答申オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』2010, 46p.
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/s_toushin_5.pdf>. [引用日:2012-07-01]
- 21 国立国会図書館「第 7 図書館資料受入・所蔵統計」『国立国会図書館年報平成 22 年度』2011, p. 253. <<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/annual/h22/nen22.pdf>>. [引用日:2012-07-01]
- 22 国立国会図書館「統計」.<<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/statistics.html>>. [引用日:2012-07-01]
- 23 財務省「平成 22 年度一般会計補正予算（第 1 号）」.
<<http://www.bb.mof.go.jp/server/2010/dlpdf/DL201021001.pdf>>. [引用日:2012-07-01]
- 国立国会図書館「国立国会図書館所蔵資料のデジタル化について」.
<<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/kashin51shiryo2-2.pdf>>. [引用日:2012-07-01]

24 歌田明弘, 前掲 7) ⑩.

25 北野仁一「近代デジタルライブラリー」『図書館雑誌』102 (12), 2008. 12, p. 860.
文部科学省「文化審議会 著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第2回) 議事録・配付資料」.

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07050102.htm>. [引用日: 2012-07-01]

文部科学省「文化審議会 著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第2回) 議事録・配付資料 [資料 8]」.

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07050102/009.htm>. [引用日: 2012-07-01]

文部科学省「近代デジタルライブラリー」における著作権許諾作業」.

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07050102/009/002.pdf>.

[引用日: 2012-07-01]

中井万知子, 前掲 7) ⑨.

26 福井健策「国会図書館法を改正し, 投稿機能付きの全メディア・アーカイブと権利情報データベースを始動せよ」『日本知財学会誌』7 (3), 2011. 3, p. 26-34.

27 参考までに, 本注で詳しく述べておく。

長尾構想が推進された後の問題として, 一部の人や故人が望まない(望んでいなかった)レベルにまで資料へのアクセス性が高まってしまうという事態が生じうる。

国立国会図書館の蔵書には様々なものがある。その中にはポルノグラフィもある。ポルノグラフィの納本率は他分野の書籍に比べて低いが, それでも 20%程度は納本されているという調査結果がある(木川田朱美ら「国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況」『図書館界』61 (4), 2009. 11, p. 234-244. <<http://ci.nii.ac.jp/naid/110007819783>>. [引用日: 2012-07-01])。長尾構想が実現すれば, 国の機関が税金を使ってポルノグラフィへのアクセス性を高めることになる。嫌がる人はいるだろう。ポルノグラフィの販売と同様, 年齢によって利用を制限すればよいという意見が出るだろうが, 一方, 資料内容の価値判断をせず, わいせつ物であることが裁判で確定でもしないかぎり資料の利用制限はしないというのが図書館界の主流の考え方である。議論は紛糾するだろう。

また, 国立国会図書館の蔵書の中に, 知られたくない過去の記録(例えば本人や親族の犯罪歴を載せた過去の新聞等)がある, という人もいるはずである。本人が秘密にしたい情報がインターネット上の巨大掲示板やそのまとめサイト等へ書き込まれて残ったままになり, 名誉が棄損されるという事態はときに起こる。長尾構想はそうした事態を起りやすくしてしまうかもしれない。さらに言えば, 文豪(や, ひょっとしたら市井の人)が密かにしたためたラブレターや, 武道の奥義を記した秘伝書といったものは, それらを書いた故人はアクセス性が高まることなど本来望んでいなかったはずである。文化財や学術研究の資料としてそれらが価値を持つ場合があり, それらへのアクセスが容易になることは望ましいという意見はあろうが, 故人の遺志はまったく尊重されないのだろうか。

ポルノグラフィ, 知られたくない過去の記録, ラブレターや秘伝書といった上記の例を通じて述べたいことは, それらが国立国会図書館に所蔵されていて, どうしても利用したい人がやや不便な手続きを経て利用できることと, インターネットでいつでも簡単に利用できることは, 後者が常に優れているとは必ずしも言えないのではないかと, ということである。

6.で述べたように, 国民にとって長尾構想は基本的に有益なものであるという前提に本稿は立っている。しかし, 必ずしも利点ばかりではなく, 問題も孕みうることをこの注で指摘しておく。

28 村上泰子ら, 前掲 6).

長尾真, 前掲 7) ④.

湯浅俊彦ら, 前掲 7) ⑩.